

### 住宅瑕疵担保 新法が成立

耐震偽装問題の再発防止策の第3弾となる新法「特定住宅瑕疵(かし)担保責任の履行の確保等に関する法律案」が24日の衆院本会議で可決、成立した。新築住宅の売り主に対して、瑕疵担保責任の履行確保措置などを義務付ける内容で、2年半後に全面施行される。

冬柴鉄三国土交通相は同日、同法が成立したことを受け「一つの区切りを付けることができた。(耐震偽装被害が)二度と再び起こることのないよう頑張っていかなければならない」と述べた。一連の対策の効果に関しては「(消費者を)守ることが出来る。二重ローになる」とはないと確信している」と述べた。

### 保険か供託、売 り主に義務付け

### 住宅瑕疵担保 履行法が成立

耐震強度偽装事件を受け、すべての売り主などに対して新築住宅の欠陥補償のための資力確保を義務付ける「特定住宅瑕疵(かし)担保責任の履行の確保等に関する法律」が、24日の衆院本会議で可決、成立した。偽装事件に伴う一連の制度見直しは、建築基準法と建築士法の改正に続く同法の成立で一つの区切りを迎える。

### 住宅瑕疵担保法が成立

### 消費者保護へ資力確保

10年間の瑕疵担保責任を履行に向けて資力確保を義務付ける住宅瑕疵担保法が24日、衆院本会議で成立した。再来年秋頃に施行する見通し。

同法は、新築住宅の売り主等(建築業者、宅地建物取引業者)に対する10年の瑕疵担保責任履行を確保するため供託または保険を義務付けて資力を確保するもの。万一、売主等が経営破綻、倒産しても保険等で買主の損害を補填できる。

05年11月に発覚した耐震偽装問題の法改正は昨年6月に建築基準法改正、12月に建築士法改正、今回の第3段となる住宅瑕疵担保法で二心の区切りがいった。

冬柴鉄三国土交通大臣は「住宅成立を受けて、冬柴鉄三国土交通大臣は「住宅安全・安心につなげたい」と述べた。